

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和5年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和4年12月15日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名：オンライン土曜講習会（中学校3年生）実施業務委託

(2) 目的

中学卒業後の進路の実現に向けた実践的な学力を身に付けるため、区立中学校3年生のうち希望者を対象として、都立高等学校共通入試に向けた問題の演習及び基礎的学力の向上を目的とした補習をオンラインで土曜日に行う「土曜講習会」の実施業務を委託する。

(3) 履行期間：契約締結の日から令和8年3月31日まで

本契約は単年度契約であるが、各年度における本事業の予算の配当及び、令和6年度以降については、前年度の履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

(4) 業務内容

都立高等学校入試問題に対応した講義を、指定する土曜日にオンラインによる生配信の方法で実施

オンライン及びアプリ等での質問対応

担当講師等への必要な研修の実施

生徒・保護者向けの受講募集チラシの作成

年間指導計画書の作成

使用教材の作成・送付

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。

(3) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。

(5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

なお、提案書の審査の過程等で参加資格を有しないことが判明した場合は、その時点で審査対象から除外する。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか

(2) オンラインによる生配信の方法は適切であるか

(3) 基礎コース・発展コースの指導方針は適切であるか

(4) オンライン土曜講習会でのカリキュラム・使用教材は適切であるか

(5) 講師の採用方法・採用基準は適切であるか

(6) 講師の研修体制・内容は適切であるか

(7) オンライン土曜講習会を実施するにあたって視点・工夫は適切であるか

- (8) 講師の支援のための取組・体制は整備されているか
- (9) オンライン土曜講習会実施後の評価について考え方・手法は適切であるか
- (10) オンライン自習室での質問対応は適切であるか
- (11) アプリ等での質問対応は適切であるか
- (12) 業務を円滑に実施するための体制が整備されているか
- (13) 緊急時の連絡体制が整備されているか
- (14) 個人情報保護の考え方・体制が整備されているか
- (15) 業務実施の計画は妥当であるか
- (16) アピールしたい特徴として記載された内容は、特徴的かつ本業務実施にあたって効果が期待できるか
- (17) 類似業務に係る受託実績等は本業務を実施するのに十分であるか
- (18) 安定的に事業を運営できる財務状況であるか

5 手続き

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区教育委員会事務局教育指導課(第1庁舎4階44番窓口)
電話 03-5432-2706 ファクシミリ 03-5432-3041

(2) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法

期間 令和4年12月15日(木)から令和5年1月10日(火)まで
午前9時から午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く)

場所 上記5(1)の窓口及び区ホームページとする。

方法 希望者に直接無償交付する。

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

提出期限 上記5(2)に同じ。

提出先 上記5(1)に同じ。

提出方法 持参又は郵送(締切日必着、簡易書留に限る)による。

(4) 提案書の提出期限、提出先及び方法等

提出期限 令和5年2月13日(月)午後5時まで

提出先 上記5(1)に同じ。

方法 持参又は郵送(締切日必着、簡易書留に限る)による。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金は免除する。

(3) 契約書の作成を要する。

(4) 本業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定は無し。

(5) 関連情報を照会するための窓口は、上記5(1)に同じ。

(6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(7) 事業者からの提出物は返却しない。

(8) 区が必要と認めた場合は、追加資料を求めることができる。

(9) 特別な理由により審査の経過を秘匿する場合を除き、プロポーザル方式の透明性・公正性を確保する観点から、当該案件に参加を表明した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を区が公表することについて了承の上で参加させる。

(10) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。

(11) 詳細は、提案条件説明書による。

(12) 本案件は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象である。詳細は別紙を参照すること。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者の場合

**東京都の公共工事設計労務単
価の職種ごとの85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者の場合

(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり **1,170円**

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件(※)の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約（不動産、賃貸借を除く）又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,731円	潜かん世話役	3,921円	型わく工	2,827円
普通作業員	2,370円	さく岩工	3,326円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,188円	左官	2,986円
造園工	2,338円	トンネル作業員	2,689円	配管工	2,561円
法面工	2,986円	トンネル世話役	3,592円	はつり工	2,720円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,220円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,092円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,794円	サッシ工	2,837円
電工	2,837円	土木一般世話役	2,816円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,986円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,805円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,572円	ダクト工	2,529円
塗装工	3,220円	潜水士	4,505円	保温工	2,455円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,220円	設備機械工	2,476円
運転手(特殊)	2,689円	潜水送気員	3,135円	交通誘導員A	1,743円
運転手(一般)	2,242円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,509円
潜かん工	3,305円	軌道工	5,143円	上記以外の職種	1,170円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和4年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和4年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。